

付近見取図 S:1/2500

1号棟A 敷地面積(直角座標法)				
番号	X座標(m)	Y座標(m)	Y(n+1)-Y(n-1)	倍面積(m ²)
1	-28.660	382.762	-11.982	343.4041
2	-22.638	388.020	22.707	-514.0410
3	-34.296	405.469	11.982	-410.9346
4	-41.132	400.002	-22.707	933.9843
基準	0.000	0.000	倍面積計	352.4128
敷地面積(m ²)				176.20

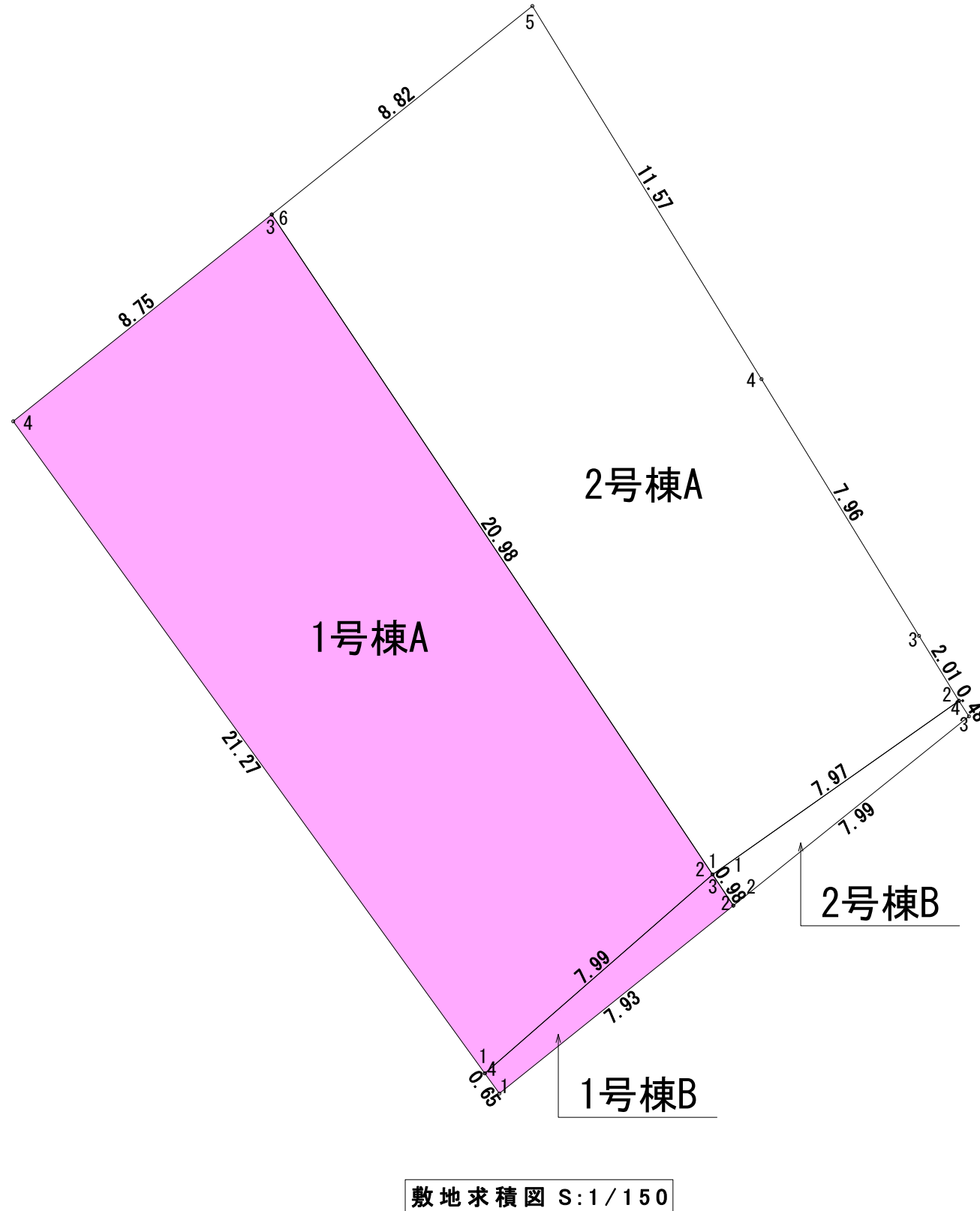
1号棟B 敷地面積(直角座標法)				
番号	X座標(m)	Y座標(m)	Y(n+1)-Y(n-1)	倍面積(m ²)
1	-28.275	382.230	4.435	-125.3996
2	-22.089	387.197	5.790	-127.8953
3	-22.638	388.020	-4.435	100.3995
4	-28.660	382.762	-5.790	165.9414
基準	0.000	0.000	倍面積計	13.0460
敷地面積(m ²)				6.52

1号棟A+1号棟B=182.72m²

2号棟A 敷地面積(直角座標法)				
番号	X座標(m)	Y座標(m)	Y(n+1)-Y(n-1)	倍面積(m ²)
1	-22.638	388.020	-12.858	291.0794
2	-16.122	392.611	6.311	-101.7459
3	-17.178	394.331	8.506	-146.1160
4	-21.345	401.117	16.651	-355.4155
5	-27.403	410.982	4.352	-119.2578
6	-34.296	405.469	-22.962	787.5047
基準	0.000	0.000	倍面積計	356.0489
敷地面積(m ²)				178.02

2号棟B 敷地面積(直角座標法)				
番号	X座標(m)	Y座標(m)	Y(n+1)-Y(n-1)	倍面積(m ²)
1	-22.638	388.020	-5.414	122.5621
2	-22.089	387.197	4.181	-92.3541
3	-15.858	392.201	5.414	-85.8552
4	-16.122	392.611	-4.181	67.4060
基準	0.000	0.000	倍面積計	11.7588
敷地面積(m ²)				5.87

2号棟A+2号棟B=183.89m²



敷地求積図 S:1/150

敷地・建物概要	
■都市計画区域内	■都市計画区域外
■市街化区域	□市街化調整区域
□市街化調整区域	□非線引都市計画区域
□準線引都市計画区域	□準都市計画区域内
□準都市計画区域外	□都市計画区域外
用途地域	
□第1種低層住居専用地域	□第2種低層住居専用地域
□第1種中高層住居専用地域	□第2種中高層住居専用地域
■第1種住居地域	□第2種住居地域
□準住居地域	□田園住居地域
□近隣商業地域	□商業地域
□準工業地域	□工業地域
□用途地域無指定	
防火指定	
□防火地域	□準防火地域
■防火指定無し	
高度指定	
□第1種高度地区	立上り 5.0m、勾配 1:1.25
□第2種高度地区	立上り m、勾配
□第3種高度地区	立上り m、勾配
□第4種高度地区	立上り m、勾配
建築基準法53条の2最低敷地面積	□有 ■無 m ²
建築基準法54条外壁後退	□有 ■無 □1.0m □1.5m
建築基準法55条絶対高さ	□10m □12m
その他の地域・地区	
□風致地区(第 種)	□宅地造成工事規制区域
□土地区画整理事業	□地区計画
□その他()	
建ぺい率	
60%	
容積率	
200%~120%(法52条2項)	
設計地耐力	
(クレーン式クレーン)試験等による地耐力の確認を行う	
■20kN/m ² 以上	
□30kN/m ² 以上	
凡例	
☒	最終樹
○	排水樹
⊗	雨水樹

給水	排水	雨水	ガス
■給水本管より 【給水装置の構造及び材質】 水道法第16条、施行令第5条に適合	■汚水・雑排水下水道管へ放流 【排水設備の設置及び構造】 下水道法第10条第1項、第3項、施行令第8条に適合	□宅内浸透 □側溝放流	□都市ガス 【ガス消費機器の設置等の基準適合義務】 ガス事業法第162条、第159条第2項、施行規則第202条に適合
	□合併浄化槽処理にて側溝へ放流 【排水設備の設置及び構造】 浄化槽法第4条、第5条に適合 積載重量まで支柱なし評定取得済み	□下水管へ放流(合流) ■雨水管へ放流 □オーバーフロー側溝へ放流	□プロパン又は集中プロパン 【供給設備又は消費設備の設置等工事の技術基準適合義務】 液化石油ガス等の保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2、施行規則第44条に適合
	□汚水・雑排水集中浄化槽へ放流	■特記事項	■オール電化
浄化槽位置、排水経路等図面と現況が相違する場合は現況を優先する。			

飯田グループホールディングス
株式会社アーネストワン
検査予約47113: sekkei-kensayokaku@arnest1.co.jp
株式会社アーネストワン大阪一級建築士事務所 大阪府知事登録 第(ハ)23603号
兵庫県知事登録 飯阪神3670号 二級建築士 鳥居 章

原 図	勝 浦 (池田)	松 山
	設計担当者	営業区分

工事名	今治市河南町第1(2棟)
図面名	敷地求積図, 付近見取図
	120546
縮尺	1/150, 2500